

ご家庭にお持ち帰りください

みどりのたより

年頭にあたって《瀧川理事長》…P2~3

健康保険組合

・平成26年度特定保健指導 実施状況 … P4

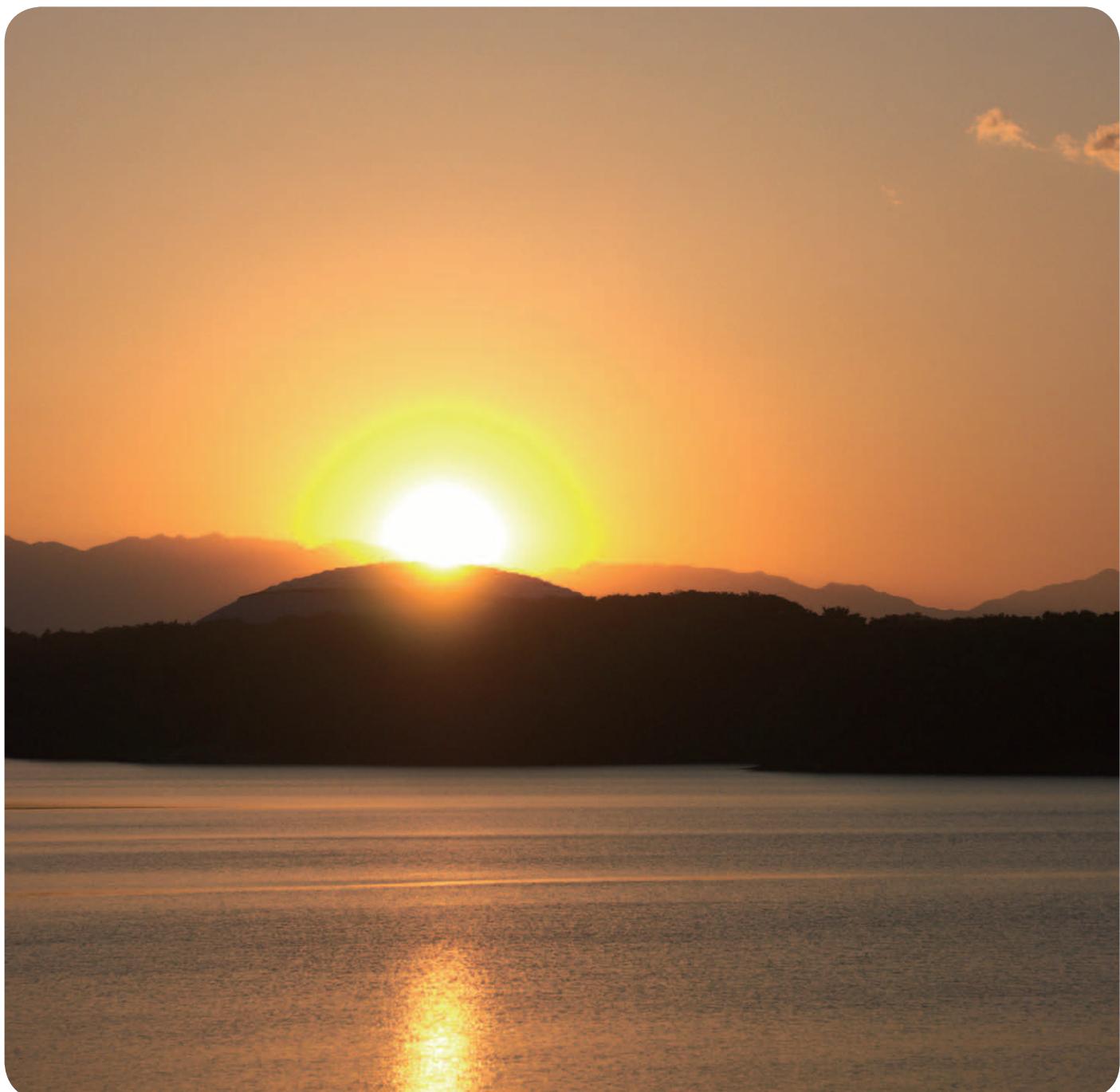
・健康経営の成功は

企業と健保組合の共同歩調で ……… P5

2016
新年号

企業年金基金

・兵庫トヨタ自動車企業年金基金の
制度について ……………… P6~7



兵庫トヨタ自動車健康保険組合・兵庫トヨタ自動車企業年金基金

年頭にあたつて



理事長 滝川 博司

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
兵庫トヨタ自動車企業年金基金

新年あけましておめでとうございます。
皆さまにおかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、当健康保険組合並びに企業年金基金の事業運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
昨年は4月より健康保険組合における「データヘルス計画」が始動し、12月には「ストレスチェック制度」の導入など、企業と健康づくりに関

する施策が実施された1年でした。また、今年からマイナンバーの利用が本格的に始まりました。スタート時点では税や自治体の給付手続など利用範囲が限られていますが、企業年金基金では今年から、健康保険組合では平成29年から使用します。これにつきましては事業所を経由して皆さまの個人番号を提示いただく予定です。より正確で効率的な事務を実施するために、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、平成26年度当健康保険組合の状況ですが、保険料収入につきましては18億4、178万円となりました。総標準賞与額は減少しましたが、被保険者数が5年振りに増加したことや、標準報酬月額の微増により前年比110万円の增收です。対予算では101・9%、3、361万円の增收となりました。繰入金1億6、200万円や高額療養交付金・雑収入等を合わせた収入合計では前年度より4、708万円増の22億7、140万円となりました。

一方、支出につきましては、保険給付費が10億4、017万円となりました。前年比4、024万円の増加となりましたが、本人の入院にかかる医療費の増加が、家族の給付費総額の減少分を上回つたことによるものです。また納付金等の総額が前年から3億円増加したことにより、支出合計は22億4、298万円（前年比3億972万円の増）となりました。別途積立金の取り崩しを予算の3分の1程度に抑えましたので、収入支出差引は2、842万円のプラスとなりましたが、次年度への繰り越金はほとんど残せておりません。

経常収支では予算に対し9、800万円余り圧縮することができます。総標準賞与額は減少しましたが、3億4、865万円のマイナスを計上することとなり、平成21年度以来の大幅赤字決算となりました。

保健事業は財政状況の厳しさから年々縮小を余儀なくされ、被保険者1人当たりの保健事業費もここ3年連続の減少となりました。保健事業では、人間ドックと定期健診の重複部分を見直したことによるコストの削減で、35歳未満の方々の血液検査等を実施しました。また特定保健指導は、利用者が減少傾向にあります。が、今後も低年齢化する生活習慣病への対策として継続・強化していく予定です。

前期高齢者医療制度への納付金の増大により、平成27年度は保険料率の引き上げをさせていただきましたが、依然として厳しい状況は続いております。保健事業を見直して推進しておりますが、更なる改革が必要となっています。

直営保養所「有馬みどり荘」につきましては、昭和49年10月開設以

来、41年の年月を経て建物の老朽化が進んでおり、近い将来大規模な修繕が見込まれます。また運営について毎年補助をしておりますが、健康保険組合の財政が逼迫しております。現状では、これ以上続けるのは困難であると判断いたしまして、今年3月末で閉鎖する予定でございます。長い間皆さまにご利用いただきまして誠にありがとうございました。

「企業年金基金制度」発足の運びとなりました。

受給者・待期者の皆さま向けの代行返上と給付減額の説明会を、平成

明し、労働組合と合わせて95・8%の皆さまからご同意をいただくことが出来ました。これらの条件が整いましたので平成27年7月9日に代議員会に上程し、慎重な審議の結果、

金から引き継がれる皆さまには代行返上後のプラスアルファ部分の給付を継続し、また10月1日以降新企業年金基金に移行される皆さまには新制度での給付を行つてまいります。

新しい企業年金基金におきましても老後生活を支える制度として、ますます大きな役割を果たしていくなければならぬと考えております。そのためにも将来にわたり安定した年金制度の運営に努めてまいりたい

と思います。

次に、企業年金基金の状況について申し上げます。

基金に関する大きな出来事としましては、平成27年10月1日に国の代理部分の返上について認可を受け、新しく「兵庫トヨタ自動車企業年金基金」がスタートしたことでござります。

次に、企業年金基金の状況について
申し上げます。

給付水準の見直しを行わなければならぬ状況であり、プラスアルファ部分の年金額を加入員の皆さまは45%、受給者・待期者の皆さまは30%引き下げるという大変厳しい内容であります。が、当該見直しに必要となるそれぞれ3分の2以上のご同意



10月1日「兵庫トヨタ自動車厚生年金基金」として発足し、以来47年にわたり運営を行つてまいりました。この間に賜りましたご支援、ご協力に改めまして感謝申し上げます。

今後は新企業年金基金として運営を継続してまいります。厚生年金基

平成26年度特定保健指導 実施状況

平成26年度の健診結果から保健指導を実施しました。指導を利用する方の数は減少傾向ですが支援の対象となる方の該当率は、制度が始まった20年度の28.1%から26年度には23.9%と、4.2ポイント改善されており、この指導の効果が表れています。

平成27年度の健診結果で指導対象となった方は、今年度の指導をぜひ積極的にご利用いただいて、生活習慣の改善を図ってください。

	保健指導 対象者	該当率	利用者	終了者 (見込を含む)	終了率	保健指導 実施率	前年度 利用者数	利用者数 前年比
積極的支援	383	16.3%	61	56	91.8%	15.9%	105	58.1%
動機づけ支援	179	7.6%	23	23	100.0%	12.8%	25	92.0%
合 計	562	23.9%	84	79	94.0%	14.9%	130	64.6%
40歳未満への指導	—	—	39	39	100.0%	—	31	125.8%

※保健指導対象者の合計には被扶養者を含んでいます。(保健指導実施率=指導終了者数÷対象者数)

常備薬斡旋事業

家庭用常備薬の斡旋事業を昨年10～11月に実施しました。利用者数は若干減少しましたが、ご利用単価が上昇したため、総購入額は前年度を上回りました。

今後も病気予防や初期対応のための助成事業として継続して行く予定です。



申込状況

	被保険者数	申込人数	購入金額合計	1人当たり購入金額	申込率
平成27年度	4,304	622	2,227,920 円	3,582 円	14.5%
前年度	4,176	730	2,121,740 円	2,906 円	17.5%

申込金額分布

区 分	人 数	申込割合
～ 990 円	77	12.4%
1,000 円～ 1,990 円	153	24.6%
2,000 円～ 2,990 円	118	19.0%
3,000 円～ 4,990 円	158	25.4%
5,000 円～ 9,990 円	87	14.0%
10,000 円以上	29	4.7%
合 計	622	100.0%

献血協力事業の日程が変わります。

「兵庫トヨタ献血みどり会」第50回献血協力事業を実施いたします。

今回より2～3月の繁忙期の実施を見直し、4月以降に献血バスの巡回等によって実施する予定です。

詳細は3月頃に健康保険組合ホームページ等でご案内します。



有馬みどり荘営業終了のお知らせ

昭和49年の開業以来、皆さんにご利用いただいていた「有馬みどり荘」ですが、41年の年月を経て建物の老朽化が進み、大規模な修繕が見込まれます。またこのところの高齢者医療制度への著しい負担増加等による健保組合財政の悪化もあり、これ以上運営を続けることは困難と判断し、平成28年3月末をもって営業を終了させていただく予定です。長年に亘るご愛顧に心から御礼申し上げます。

「有馬みどり荘」営業終了後の対応につきましては現在検討中です。また改めてご案内させていただきますので、しばらくお待ちください。



マイナンバー制度について

健康保険組合は、マイナンバーを使って事務を行える「個人番号利用事務実施者」と定められており、保険料の徴収、資格取得、被扶養者の資格確認、各種の給付や手当金の手続きなどについて、マイナンバーを利用して情報の照会や管理などを行う予定です。

基本的には、お勤めの会社経由で被保険者(本人)・被扶養者(家族)の個人番号を、健康保険組合にご提示いただくことになりますが、具体的な今後のスケジュールについてはまた改めてご案内させていただく予定になっています。

① 心の相談室「ハートフレンド」のご案内 メンタルヘルスカウンセリング事業

電話でのご相談は 0120-150-251 9:00～22:00(年中無休) 兵庫トヨタ自動車健康保険組合「ハートフレンド」専用番号です

健康経営の成功は企業と健保組合の共同歩調で

※健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

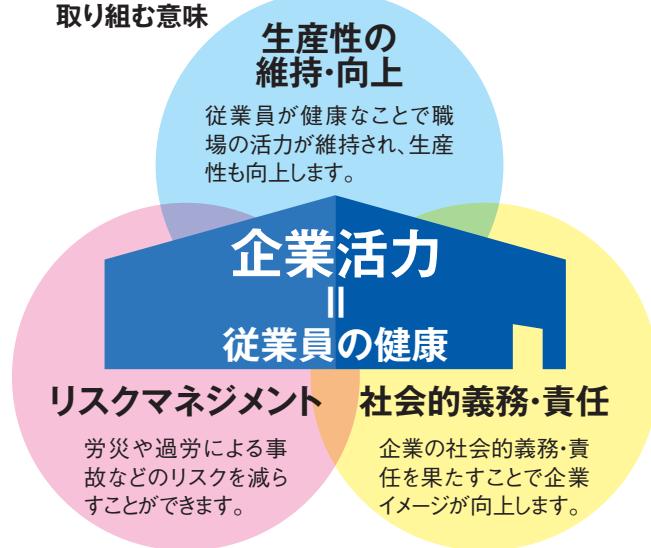
近年、「健康経営」という考え方が注目を浴びています。働く人の健康に配慮した経営が行われることで、従業員が健康に働くだけでなく、職場の活力が高まり企業の業績アップにつながるとされています。

働く人の健康が職場の活力につながる

健康経営とは「会社が社員の健康を大切にすることで、収益性を高めよう」という経営の考え方です。生活習慣病など健康問題を抱える従業員が増えると、治療のための休職者の増加などで職場の生産性が低下してしまいます。そこで働く人が健康を維持できるように企業として取り組むことで、職場の活力を高め業績アップを図ることができます。

従業員の健康を経営の基盤に位置づけ、健康づくりへの支援を「企業が成長するための投資」と考えるところに特徴があります。

▶企業が健康経営に取り組む意味

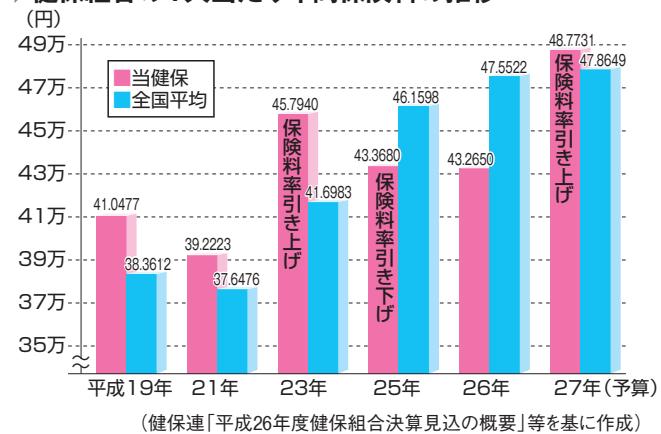


企業の重荷になる健康保険料の負担増

医療費の支払いの財源となる健康保険料は、負担増が続いています。健康保険料の約5割は企業が負担しますので、企業にとっても支出の増加を意味します。健康経営に注目が集まるのは、保険料の負担が増し、企業経営の重荷になっているという背景もあります。

健康寿命を延ばすことで医療費を節約することは、企業にとっても重要な課題のひとつなのです。

▶健保組合の1人当たり年間保険料の推移



兵庫トヨタ自動車企業年金基金の制度について

昨年10月1日に新制度に移行しました企業年金基金の制度概要をお知らせします。

新制度移行時に60歳を超えておられる方は、旧制度（厚生年金基金）に基づく給付となります。また、今後は国の厚生年金保険とは完全に切り離された制度となります。

項目		企業年金基金制度
年 金	受給資格	加入20年以上
	支給開始年齢	60歳
	支給期間	有期の選択制 5年／10年／15年
	保証有無	有：支給期間と同一（遺族一時金あり）
一 時 金	受給資格	加入3年以上
	給付事由	退職／死亡
給 与	給付基準給与	標準報酬に基づく給与テーブルを規約に明記 …DB用給与の累計額
	拠出基準給与	標準掛金：DB用給与 特別掛金：DB用給与
	賞与掛金	無
加入者の範囲	加入対象	厚生年金保険被保険者全体（60歳未満）
	資格喪失年齢	60歳
その 他	勤続20年未満の者に係る減額	3年以上10年未満：50% 10年以上20年未満：80% (死亡除く)
	独自給付	加入者：なし 受給者：継続（旧制度に基づいて給付を受けられる方）
	遺族弔慰金	年金受給中に死亡された場合20,000円を支給
掛 金	予定利率・給付利率	2.0%
	掛金水準	標準掛金：1.3% 特別掛金：1.0% 事務費掛金：0.1%
	掛金負担	全額会社

項目	企業年金基金制度
給付水準 (年金)	基準年金額 $(\textcircled{A} + \textcircled{B} + \textcircled{C}) \times 55\% \times \text{喪失事由別支給率(規約別表第3)}$
	喪失事由別支給率 (規約別表第3) 加入者期間 3 年以上10年未満 : 0.5 加入者期間10年以上20年未満 : 0.8 加入者期間20年以上 : 1.0 加入者期間中の死亡 : 1.0
	年金額計算 旧基金の平成15年4月1日以前の加入員であった期間に係る旧基金の標準給与を累計した額 $\times 2,813/1000 \cdots \cdots \textcircled{A}$
	旧基金の平成15年4月1日以降、施行日前までの加入員であった期間に係る旧基金の標準給与を累計した額 $\times 2,164/1000 \cdots \cdots \textcircled{B}$
	平成27年10月1日以降の加入者期間の算定の基礎となる各月の標準報酬月額を累計した額 $\times 2,813/1000 \cdots \cdots \textcircled{C}$
	15年有期年金 $(\textcircled{A} + \textcircled{B} + \textcircled{C}) \times 55\% \times \text{喪失事由別支給率(規約別表第3)} = \textcircled{D} 15\text{年有期年金(基準年金額)}$
給付水準 (一時金)	10年有期年金 $\textcircled{D} \times 1.43047 = 10\text{年有期年金}$
	5年有期年金 $\textcircled{D} \times 2.72608 = 5\text{年有期年金}$
給付額 (シミュレーション)	一時金 基準年金額 $\times 12.95593 \times \text{資格喪失時年齢により定める率(規約別表第5)}$
	資格喪失時年齢により定める率 (規約別表第5(抜粋)) 25歳 : 0.50003 45歳 : 0.74301 30歳 : 0.55207 50歳 : 0.82035 35歳 : 0.60953 55歳 : 0.90573 40歳 : 0.67297 60歳 : 1.00000
給付額 (シミュレーション)	標準報酬月額350千円 \times 勤続40年 (60歳退職の場合) 15年有期年金 = $350\text{千円} \times 40\text{年} \times 12\text{ヶ月} \times 2.813/1000 \times 55\% \times 1.0 = 260,000\text{円}$ 一時金 = $259,922\text{円} \times 12.95593 \times 1.00000 = 3,367,600\text{円}$
	標準報酬月額300千円 \times 勤続25年 (45歳退職の場合) 15年有期年金 = $300\text{千円} \times 25\text{年} \times 12\text{ヶ月} \times 2.813/1000 \times 55\% \times 1.0 = 139,300\text{円}$ 一時金 = $139,244\text{円} \times 12.95593 \times 0.74301 = 1,340,500\text{円}$
	標準報酬月額250千円 \times 勤続15年 (35歳退職の場合) 年金 = 対象外 $250\text{千円} \times 15\text{年} \times 12\text{ヶ月} \times 2.813/1000 \times 55\% \times 0.8 = 55,698\text{円}$ 一時金 = $55,698\text{円} \times 12.95593 \times 0.60953 = 439,900\text{円}$
支給の繰下げ	脱退一時金は60歳まで(年利率2.0%) 老齢給付金は65歳まで(年利率2.0%)



皆さんの写真を 「みどりのたより」に掲載しませんか

現在、健康保険組合と企業年金基金からのお知らせとして、年間4回発行しています。

みどりのたよりの表紙を飾る写真を皆様から募集させて頂き、優秀作品を使用させて頂きます。

皆様がお持ちの「春・夏・秋・冬」各号にふさわしい写真のご提供をお願いします。

今回募集しますのは、**「春号」**(4月上旬発行予定)の写真です。**〔春号応募締切日：2月29日(月)必着〕**

応募規定

- ①ご応募点数は各回ごとに、お1人一点です。(2L判サイズ)
- ②被保険者、被扶養者が撮影された写真。
(デジタルデータは、掲載が決まった時点で提出をお願いします。)
- ③未発表作品(他の写真展等で入選していない作品)に限ります。
- ④被写体に人物等が入っている場合、応募に関しては必ずご本人(被写体)の承諾を得てください。
又、被写体が未成年者の場合は、親権者承諾が必要です。
- ⑤以下の情報について作品の裏面にご記入ください。
(撮影者名・年齢・事業所名・所属・連絡先・撮影日・撮影場所)
- ⑥応募時に記載された個人情報は、作品に関する掲載の目的以外には使用しません。
- ⑦採用された方のお名前掲載については、任意とさせて頂きます。作品採用時に相談させて頂きます。
- ⑧写真は、「兵庫トヨタ自動車健康保険組合 写真募集係」へ送付ください。

応募が多数の場合は、組合で選考させて頂きます。

写真を使用させて頂きました方には、謝礼として記念品をお渡しします。

応募頂きました写真・データにつきましては、返却させて頂きます。



〈表紙写真〉

写真タイトル：日の出

撮影場所：瀬戸内海



みどりのたより

No.200

平成28年1月1日発行

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号 ☎ 神戸078(252)2806 発行人/水田 孝昌

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

兵庫トヨタ自動車企業年金基金